

1 計画策定のねらい

(1) 計画の目的・位置づけ

第3次日野市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、市の環境に関する基本的な計画であり、日野市環境基本条例に基づき策定しました。

本計画は、第5次日野市基本構想・基本計画の目指す将来都市像である“ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野 ～水とみどりを受けつごう～”の、環境分野の施策を体系化するものです。

本計画では、日野市の今ある環境を将来の世代に残すため、「環境基本計画」（平成11年策定）、「第2次環境基本計画」（平成23年策定）を継承し、日野市の環境行政の基本的な方向を示します。

また、本計画は、「日野市まちづくりマスタープラン」や「日野市農業振興計画」等の関連計画と互いに整合しながら推進します。さらに本計画に基づく、又は関連する計画として、「日野市ごみゼロプラン」、「日野市気候変動緩和策・適応策」、「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」等があり、これらとも整合を図ります。

(2) 計画期間

令和4年度から令和13年度までの期間を対象とします。

社会状況や環境を取り巻く状況の変化を的確に反映した計画とするため、策定後5年（令和8年度）を目途に中間検証を行い、必要な見直しを行います。

持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を目標達成年限とし、17 の国際目標(ゴール)・169 の達成基準(ターゲット)から構成されています。

日本は、平成 28(2016)年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」ことをビジョンとする「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を定め、国全体での取組を推進しています。その中で、地方公共団体においても、各種計画や戦略、方針の策定や改定にあたっては持続可能な開発目標(SDGs)の要素を最大限反映し、取組を進めていくことが求められています。

日野市は令和元(2019)年 7 月、「生活価値(QOL)共創都市 日野」を掲げ、優れた取組提案として「SDGs 未来都市」に選定されました。これを基に、日野市から持続可能な“次世代に引き継ぎたい世界”に変えていくためのアクションを起こします。

本計画においても、自然環境、ごみ減量、気候変動、生活環境、生物多様性といったあらゆる環境分野における取り組みをとおり、SDGs が掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



出典：「国際連合広報センターホームページ」

SDGs の 17 の国際目標(ゴール)

SDGs 目標	本計画との関係
 3 すべての人に健康と福祉を	目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 地球温暖化の進行に備えた暑さ対策や、公害問題への対策に取り組むことで、市民の健康確保や福祉の促進に貢献します。
 4 質の高い教育をみんなに	目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 多くの市民への環境教育・環境学習を通じ、環境に対する意識の向上に貢献します。
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 6【水・衛生】 すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 河川等の水質保全や健全な水循環の回復に取り組むことで、水資源の持続的な利用に貢献します。
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 再生可能エネルギーの導入啓発・促進等により、エネルギー資源の持続的な利用に貢献します。
 11 住み続けられるまちづくりを	目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間住居を実現する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 日野の歴史や文化を大切にしながら、環境保全と地域の発展を両立させたまちづくりに取り組むことで、住み続けたいと思えるまちの実現に貢献します。
 12 つくる責任 つかう責任	目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な生産消費形態を確保する。 <目標達成に向けた本計画の取組> ごみの排出削減をはじめとした 5R の推進や食品ロスの削減、廃棄物の適正な処理に取り組むことで、ごみゼロ社会の実現に貢献します。
 13 気候変動に 具体的な対策を	目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 <目標達成に向けた本計画の取組> 温室効果ガスの排出量を削減することで気候変動の緩和に寄与するとともに、気候変動による健康被害や激甚化する災害等への適応策に取り組みます。
 14 海の豊かさを守ろう	目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 川の水質や水辺環境の保全、プラスチックごみの削減等の取組により、海への環境負荷を低減し、海洋資源の持続可能な利用に貢献します。
 15 陸の豊かさも 守ろう	目標 15【陸上資源】 陸域生態系*の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 市内の緑の創出・保全と、生きものと共存したまちづくりに取り組むことで、生態系の保全や生物多様性の損失の阻止に貢献します。
 17 パートナリシップで 目標を達成しよう	目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 <目標達成に向けた本計画の取組> 環境保全を推進するための仕組みやネットワークを充実し、市民・事業者と協働で目標達成に向け取り組みます。

2 計画が目指すもの

(1) 基本理念

本計画における基本理念とは、環境に対する根本的な考え方を示すもので、「日野市環境基本条例」の全文及び第3条に掲げられる「基本理念」を明確化したものです。

一人ひとりのふだんの取組みによって、
自然豊かで環境負荷の少ない社会を実現し、
将来の世代に継承する

騒音・振動・大気汚染や開発などによる自然破壊など身近な問題だけでなく、地球温暖化による気候変動のような地球規模の問題まで、私たちの周りには様々な環境課題が広がっています。私たちが今後も地球上で活動し続けるためには、環境の保全・回復・創出に努め、改善あるいは環境負荷の少ないライフスタイルの実現に向けて取り組まなくてはなりません。

こうした取り組みは、市民、事業所、行政が互いに協力し、また、ふだん（普段・不断）の行動の中で行われなければなりません。人と自然が共生し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指すとともに、水・みどり・農といった日野市に受け継がれてきた健康で豊かな自然の恵みを将来の世代に継承します。

第3次計画では、将来にわたる日野市の目指すべき環境の姿や、市全体で環境保全・創出を行う上での基本的な考え方を示すとともに、取り組むべき内容やその進め方を示します。

(2) 望ましい環境像

「私たちの継承した自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐ」という第1次計画、第2次計画の考えを継承します。

受け継いだ自然環境を次の世代につなぐまち

日野市は、多摩丘陵や沖積低地、多摩川・浅川等の河川、農地と用水路、崖線のみどりと湧水、そこに息づく様々な動植物など、多様な自然環境を有しています。このような豊かな自然資源は、日野市固有の文化の創造や、養蚕、農業、工業などの産業の発展の基礎となってきました。

しかし、都心からの通勤圏という立地からベッドタウンとしての宅地化が進んだことによって、これらの貴重な自然環境や、緑地・農地、用水路などの多くが姿を消してしまいました。また、現在も姿を消しつつあります。

雑木林や農地など全てのみどりは、経済活動に伴って発生する温室効果ガスである CO_2 を吸収し減少させることから、今後も地球温暖化対策の一つとして大きな役割を担うものです。また、河川・用水・湧水など豊かな水辺環境を含めた自然環境は、多くの生き物を育むと同時に、私たちの生活に潤いと安らぎを与える大変重要なものとなっています。こうしたことから、私たちは、先人から継承した豊かな自然の大切さを再認識するとともに、自然を守り、育て、少しでも現状を維持して次の世代に引き継げるよう努めなければなりません。

(3) 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて環境への取組を進めるにあたり、分野（主なテーマ）別に目指すべき目標を設定しました。

目標1 みどりの原風景※をつなぐまち

みどり分野

日野市には、身近な里山や市外まで連なる多摩丘陵など古くからのみどりや田畑のみどり、公園のみどりなど多様なみどりが多くあります。近年、こうしたみどりは、宅地開発など人々の活動により減少傾向にあります。このような状況の中にあっても、保全すべきみどりを確実に残し、生態系にとって大切な、また、地球温暖化防止にも寄与するみどりをできる限り多く将来につなぐことを目指します。



目標2 水文化を伝えるまち

水分野

日野市には、河川や湧水、用水など安らぎの水辺が多くあります。水辺には貴重な動植物が存在し、植物、昆虫、魚類など様々な生きものが棲息・生育しています。このような水や水辺もみどり同様減少傾向にあります。日野市の財産である水環境・水辺空間の維持・保全に努め、将来につなぐことを目指します。



目標3 ごみゼロのまち

ごみ分野

日野市は、ごみゼロ社会の実現に向け、市民と共に様々な取り組みを行ってきました。地球環境問題の解決及び循環型社会の実現に向けて、ごみの分別の徹底、資源の適切なリサイクルなど 5R（リユース、リデュース、リフューズ、リサイクル、リターン）の取り組みを日常から着実に進めていきます。



目標4 気候変動緩和・適応を実現するまち

気候変動分野

急激な気候変動の進行から、「気候危機」にあるといわれる今、地球温暖化が与える未来への影響を可能な限り防ぎ、また、進行する温暖化に適切に適応することが求められています。日野市は、一人ひとりの行動の積み重ねにより、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指します。



目標5 人と多様な生きものが共にくらせるまち

生きもの分野

人々が、地域にある豊かな自然に関心を持ち、関わることで、今ある多様な自然環境を維持・保全し、生きものと人が共生できるまちを目指します。



目標6 心やすらぐ住みよいまち

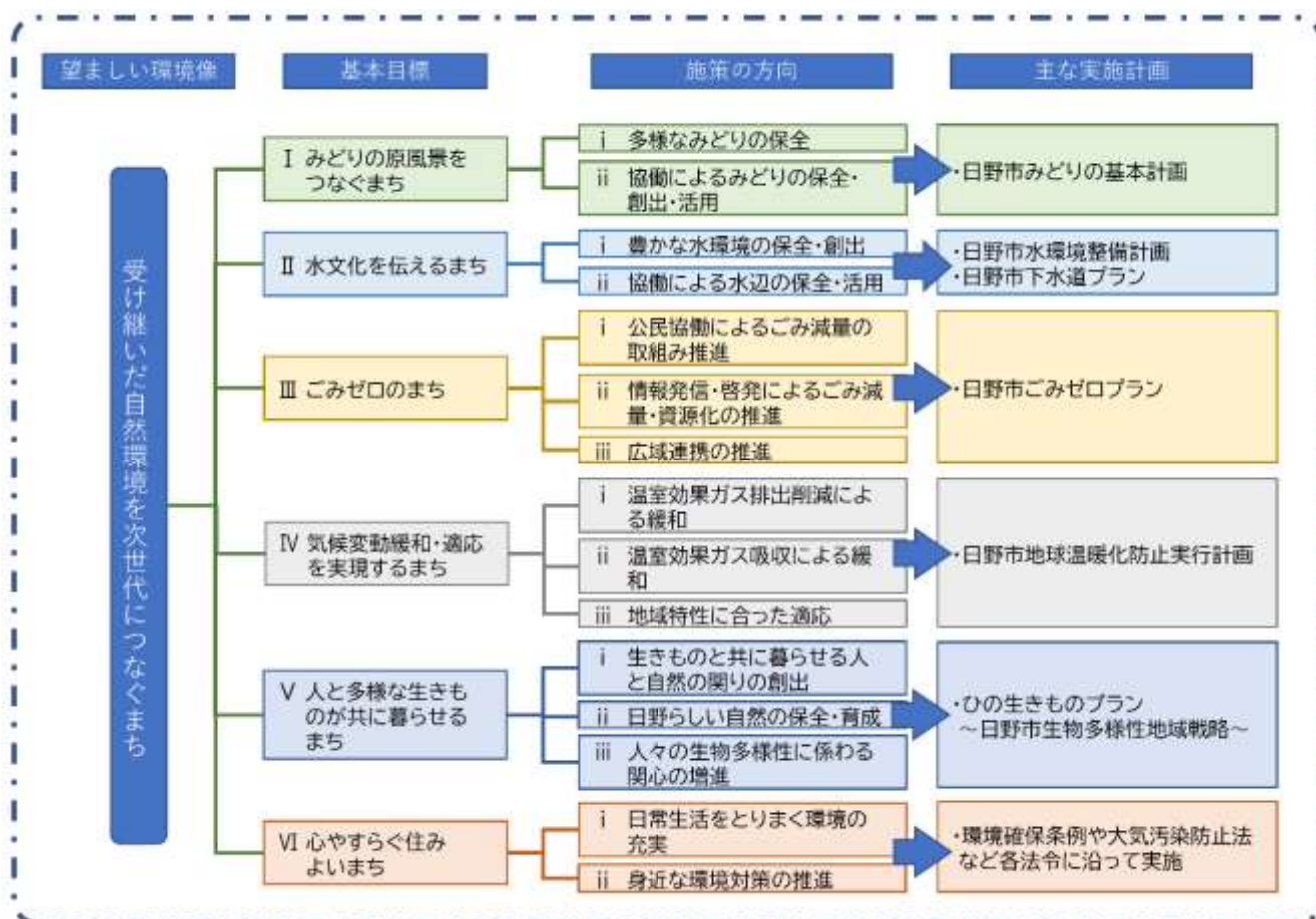
生活環境分野

ごみのポイ捨てや路上喫煙、野生動物による被害などの日常生活をとりまく環境の問題や騒音や振動、土壌や地下水の汚染といった身近な環境の問題など、私たち身の回りには様々な問題があります。そういった環境の状況を把握し、指導・啓発を進めていくことで市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、誰もが健康で快適に生活できる環境を目指します。



3 基本目標達成のための施策

(1) 施策体系



(2) 分野別取組み

I 目標1「みどりの原風景をつなぐまち」の実現に向けた取組

i 多様なみどりの保全

身近な里山や、残された貴重な崖線緑地など自然に近いみどり、田や畑などの農地のみどり、公園など公共施設のみどり、民家の生け垣のみどりなど市内には多様なみどりが今なお多く残っています。このような空間は、動植物の貴重な棲息・生育空間でもあり、これらの維持・保全にあらゆる角度から取り組みます。

ii 協働によるみどりの保全・創出・活用

市民や事業者そして市は、みどりの保全・創出のため、力を合わせて取り組むことが重要です。そのための仕組みづくりや環境づくりに取り組みます。

II 目標2「水文化を伝えるまち」の実現に向けた取組

i 豊かな水環境の保全・創出

市内には、多摩川とこれに注ぎ込む谷地川、浅川、程久保川の一級河川、さらにはこれら河川から取水する116kmに及ぶ用水路が網の目のように流れています。また、日野台地の崖線や多摩丘陵の裾部からには多くの湧水点があり、豊かな水環境を構成しています。みどり同様このような空間は、非常に重要な環境要素であり、これらの維持・保全にあらゆる角度から取り組みます。

ii 協働による水辺の保全・活用

協働で水辺を保全・創出・活用してゆくため、水辺の大切さを伝え、水辺に親しむ機会・場を作ります。

また、流域連携による活動や市民による水辺の保全活動を強化・充実します。

III 目標3「ごみゼロのまち」の実現に向けた取組

「ごみゼロのまち」実現に向けた具体的取り組みについては、「日野市ごみゼロプラン」において検討いたします。本計画では、「ごみゼロプラン」の進捗管理が適正に行われていることを確認することにより、ごみ減量の取り組みを進めていきます。

i 公民協働によるごみ減量の取り組みの推進

市民・事業者・市協働で、更なるごみの減量に取り組みます。リフューズ（ごみになるものを持ち込まない）・リデュース（出るごみを減らす）・リユース（そのまま使えるものは何度も使う）・リターン（販売店へ返す）の取り組みで、ごみの発生を抑えます。発生してしまうものについては、分別徹底により、リサイクル（分別して資源として使う）します。日野市では、この「5R」を推進します。

ii 情報発信・啓発によるごみ減量資源化の推進

広報やごみ情報誌「エコー」、ごみ・資源分別カレンダー等の紙媒体に加え、ごみ分別アプリやSNS等の活用により、幅広い世代に、ごみ減量意識向上に向けた啓発を繰り返し行い、一人ひとりが行動に移すためのきっかけを作っていきます。

iii 広域連携の推進

浅川清流環境組合で可燃ごみを共同処理する、日野市・国分寺市・小金井市の3市で連携し、さらなるごみ減量に向けた取組を進めます。

最終処分場への負荷を軽減するため、広域連携を行っている25市1町で連携し、搬入量削減に努めます。

IV 目標4「気候変動緩和・適応を実現するまち」の実現に向けた取組

「気候変動緩和・適応を実現するまち」実現に向けた具体的取り組みについては、「第4

次日野市地球温暖化対策実行計画」(現在「第3次日野市地球温暖化対策実行計画」の改定として策定中)において検討いたします。本計画では、「第4次日野市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理が適正に行われていることを確認することにより、緩和・適応の取り組みを進めていきます。

i 温室効果ガス排出削減による緩和

地球温暖化による気温の上昇や急な大雨などの影響によって、快適な生活を享受できる環境が脅かされつつあります。このような現状を変化させるため、ふだんの行動からエネルギー消費の削減や温室効果ガスの削減に取り組まねばなりません。こうした取り組みを推進するとともに必要な啓発・情報発信に積極的に取り組みます。

ii 温室効果ガス吸収による緩和

温室効果ガスを吸収し、市民へ快適な生活をもたらしてくれるみどり。みどりとともに自然環境を維持し、温室効果ガス削減の土壌をつくる水環境。他の分野別取り組みとともに地球温暖化を抑止するため、相互協力・相互共有の活動を充実させます。

iii 地域特性に合った適応

日野市は、身近な里山などみどり、浅川などの一級河川などの自然環境に恵まれる一方、温暖化による気温上昇が進行すると気候変動がもたらす集中豪雨により土砂災害や河川の氾濫による洪水が増加するなど影響が想定されます。このような日野市をとりまく自然環境について十分に考慮し、地域に合った気候変動適応の仕組みづくりに取り組みます。

V 目標5「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」の実現に向けた取組

「人と多様な生きものが共に暮らせるまち」実現に向けた具体的取り組みについては、「ひの生きものプラン～日野市生物多様性地域戦略～」(2018年3月策定)において取り組みを実施しています。本計画では、「ひの生きものプラン」の進捗管理が適正に行われていることを確認することにより、生物多様性の取り組みを進めていきます。

i 人々の関心を高める

身近に自然を感じることでできる体験を通して、多くの人に日野市の生物多様性を伝え、関心を高めます。日野市の豊かな生物多様性を市民の共通認識とすることで、みんなで力を合わせて生物多様性を支える機運を高め、活動の活性化を図ります。

ii 人と自然の関わりをつくる

生物多様性には里山のように、人が積極的に自然と関わることで生み出される価値があります。そのような人と自然が共生することで得られる恵みを未来に継承し、持続可能な社会のために行動する人を育てます。

iii 日野らしい自然を守り育てる

崖線に残されたみどり、丘陵地の雑木林、低地に張り巡らされた用水路、多摩川と浅川の

河川環境など、日野市の生物多様性は、特徴的な地形が由来となって生み出されています。健全な生態系に影響を与える外来種や農業等に被害を与える野生動物、さらには防災面等にも配慮しながら、そのような日野らしい自然環境を残し、今ある生物多様性を守り育てます。

VI 目標6「心やすらぐ住みよいまち」の実現に向けた取組

市民が健康で快適に過ごせる、心やすらぐ生活を確保するために、一人ひとりのマナー向上に向けた啓発等の取り組みを推進します。

また、大気汚染、騒音・振動等の身近な環境問題については、引き続き監視を続けるとともに情報収集を行い、市民の生活からリスクの低減に努めます。

i 日常生活をとりまく環境の充実

私たちの身の回りには、ごみのポイ捨て、路上喫煙、野良猫・野生動物やペットなどの生き物の問題をはじめとする、生活環境問題が多くあります。市民の快適で心やすらぐ生活を守るためには、一人ひとりがマナーを守り、近隣に配慮することが重要です。このような問題が少しでも減らせるよう、地域での取組支援や啓発を進めていきます。

①快適な生活環境の確保

啓発看板（ポイ捨て禁止・犬の糞尿放置禁止等）配布、喫煙対策

②まちの美化

市内一斉清掃、多摩川・浅川クリーン作戦

③生き物と共生の促進

地域猫対策、畜犬登録

ii 身近な環境対策の推進

大気・土壌・地下水汚染、有害物質・化学物質などの状況を監視し、また、道路交通、工場・事業場・店舗や航空機などからの騒音や振動などの状況の調査や監視を行い、身近な環境問題の発生を防止します。さらには、光害*、光化学スモッグ、低周波音をはじめとする様々な問題について、情報収集・提供を行い、市民のより健康で安全な生活の確保に努めます。

①大気・土壌・地下水汚染等の防止

河川・用水路・地下水の水質調査、大気中物質の測定、事業者への指導

②有害物質・化学物質対策の推進

事業活動による土壌等への影響の把握

③道路交通騒音の測定及び対策の実施

自動車騒音の常時監視、幹線道路の騒音振動調査

④工場・事業場・店舗からの騒音・振動への対策

工場・事業場、建設現場等の振動・騒音や店舗の営業騒音に対する規制・指導

⑤航空機騒音についての対策

航空機騒音 24 時間測定による状況の把握

⑥関連情報の収集及び提供

光化学スモッグ情報の提供、法改正情報等の提供